

平成19年度グリーン物流パートナーシップ推進事業 モデル事業(第2次募集) 提案要領

平成17年2月16日、地球温暖化の防止に向けたCO₂等の温室効果ガスの排出削減についての国際約束等を定めた京都議定書が発効しましたが、運輸部門における現状のCO₂排出量は削減目標との間にまだ隔たりがあり、実効ある温暖化対策が急務となっています。

物流分野の温暖化対策は、荷主企業、物流事業者それぞれの単独による取り組みだけでなく、それぞれが互いに知恵を出し合い連携・協働すること(パートナーシップ)による、物流システムの改善に向けた先進的で産業横断的な取り組みが必要です。「グリーン物流パートナーシップ会議」では、荷主と物流事業者の協働によるそうした取り組みを支援し、普及・拡大を促進するものであり、各企業の積極的な参加を期待しています。

グリーン物流パートナーシップ会議では平成19年度第1次募集(平成19年2月5日～4月6日)に引き続き、「新規性」のあるプロジェクト(モデル事業)の募集を行います。

モデル事業の募集について

- グリーン物流パートナーシップ会議では、会員企業の皆様による波及効果が高く且つ持続可能な、物流分野におけるCO₂排出削減効果(省エネ効果)のある「新規型」プロジェクト(モデル事業)と「普及型」プロジェクト(普及事業)を募集します。
- 本募集は「新規型」プロジェクト(モデル事業)であり、「普及型」プロジェクト(普及事業)については、別途、その募集要領をご参照ください。

※提案時点で本会議の会員になられていない企業等の方々は、合わせて会員登録をお済ませ下さい。

■ モデル事業のイメージ

○荷主と物流事業者のパートナーシップにより実施される物流の改善方策を通じて、排出されるCO₂削減・環境負荷の低減が明確に見込まれるものであること。

[例]

- ・輸送の効率化(輸送モードの転換やトラック輸送の合理化)
- ・IT関連機器の導入による情報化や効率化
- ・包装資材の削減等商品梱包の工夫による合理化
- ・グリーン物流を推進するために必要とされる人材の教育、育成 等

◇荷主企業と物流事業者の共同参画による事業のうち、特に従来のビジネスモデルには見られない新規性のある工夫が凝らされているものであること。

(普及事業においては「新規性」は必須の要件とはなりません。)

◇以上の条件を満たす提案であれば幅広く募集します。

◇認定基準としては、荷主企業と物流事業者との間でパートナーシップが組まれていることが不可欠ですが、それに加え、①CO₂排出削減効果、②事業の新規性、③政策的な評価(政策的な意義が高いもの、地域の物流のボトルネック解消に資するもの、物流効率化法の計画策定案件等)を勘案し、グリーン物流パートナーシップ会議が推進決定を行います。

■ 提案方法と募集期間について

・募集期間

平成19年7月2日(月)～平成19年7月31日(火)

・提案方法

以下の所定の様式に従い、申請資料を作成のうえ、朱書きで「モデル事業提案書在中」と記入の上、後述の経済産業省又は国土交通省の担当窓口宛にご持参またはご送付下さい(当日 17 時必着)。

モデル事業と経済産業省の補助制度の関係について

- ・事業者グループで策定された各実施計画のうち、グリーン物流パートナーシップ会議において積極的に推進すべきとみなされる事業をグリーン物流パートナーシップ会議のモデル事業として推進決定します。
- ・選定にあたっては、荷主企業と物流事業者との間でパートナーシップが組まれていることが不可欠ですが、それに加え、①CO2排出削減効果、②事業の新規性、③政策的な評価(政策的な意義が高いもの、地域の物流のボトルネック解消に資するもの、物流効率化法の計画策定案件等)を勘案し、グリーン物流パートナーシップ会議が推進決定を行います。
- ・グリーン物流パートナーシップ会議でモデル事業に選定されると、参加している企業等は経済産業省の補助制度「グリーン物流パートナーシップモデル事業費補助金」を利用することができます。
- ・上記補助制度を利用する場合、経済産業省による補助金交付決定後、事業を実施することとなります。

○経済産業省の補助制度 「グリーン物流パートナーシップモデル事業費補助金」

補助対象経費	物流システムの省CO2化に必要な追加的経費(人件費、設備機器等の購入又は使用料、システム開発費、その他諸経費等)
補助対象事業者	荷主企業及び物流事業者その他これらに準ずる者
補助金額	補助対象経費の1/2とし、1事業あたり上限1億円

CO2 排出量の算定方法

- ・各モデル事業の CO2 排出削減効果については、「ロジスティクス分野におけるCO2排出量算定方法共同ガイドライン Ver.2.0」(経済産業省・国土交通省)により算定してください。

その他

- ・推進決定された事業はパートナーシップ会議に対し実施状況を定期的に報告することとなります。
- ・推進決定された事業の成果は普及・促進のための事例として広く公表いたします。
- ・本制度に関し必要となる資料や書類様式のほか、グリーン物流パートナーシップ会議に関する情報は全て下記ウェブサイトに掲載いたします。

<http://www.greenpartnership.jp/>

お問い合わせと提案窓口

○モデル事業の提案、補助金関係の手続き、その他グリーン物流パートナーシップ会議全般にかかるご相談・お問い合わせは下記の各窓口で受け付けます。

経済産業省：商務情報政策局 流通・物流政策室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3-1

電話：03-3501-0092 FAX：03-3501-7108

国土交通省：政策統括官付政策調整官（物流担当）付

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2丁目1-3

電話：03-5253-8799 FAX：03-5253-1674